

○議長 神谷信夫君

ただいまから令和6年第1回南部水道企業団議会臨時会を開会いたします。

ただいま追加議案第7号の件で暫時休憩したいと思います。

休憩 10時02分

再開 10時06分

再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 神谷信夫君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、4番照屋仁士議員、5番知念富信議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長 神谷信夫君

日程第2 会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 議案第3号

南部水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第4号

南部水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長 神谷信夫君

日程第3. 議案第3号と日程第4の議案第4号は関連しますので、一括議題としてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

日程第3. 議案第3号・南部水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例、及び議案第4号・南部水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本件について企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第3号

南部水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

南部水道企業団水道事業給水条例(平成19年条例第1号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月28日提出

南部水道企業団 企業長 金城 政光

提案理由でございますけれども、水道法(昭和32年法律第177号)の一部改正に伴い、水道法等による権限が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることから、関係する条例の一部を改正する必要があるため提案いたします。

続きまして議案第4号

南部水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに

水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

南部水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年条例第1号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月28日提出

南部水道企業団 企業長 金城 政光

提案理由は、先程の3号と一緒にございます。内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

企業長からの提案理由にもありましたように、議案第3号と議案第4号につきましては、関連いたしますので、一括してご説明いたします。

概要としましては、水道法の一部改正に伴い、令和5年5月26日に生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、水道整備管理行政の機能強化を図るために厚生労働省、国土交通省及び環境省の所掌事務などの見直しが行われました。

そのことにより、水道行政は厚生労働省の所管でありましたが、令和6年度からは国庫補助や事業認可等など、整備管理全般を国土交通省へ、水質基準や水質検査などにおいては環境省へそれぞれ移管されることとなりました。

それを受けまして、関係する条例の一部を改める内容となっております。

まず、議案第3号の1ページ目をお開き下さい。南部水道企業団水道事業給水条例（平成19年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、第33条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、第36条第1項第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

詳細につきましては、次の2ページ以降の新旧対照表をお目通し下さい。

続きまして、議案第4号です。議案第4号の1ページ目をお開き下さい。概要については、議案第3号と同じであります。

南部水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

詳細につきましては、2ページ目以降の新旧対照表をお目通し下さい。以上で、一括した説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

これから議案第3号についての質疑に入ります。質疑はありませんか。2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

この提案なんですけど、厚生労働省から国土交通省及び環境省に管轄が移って、企業団にとって、どういうメリットなどが変わってくるのか。先程の説明では、国庫補助、申請しやすくなるのか。そういうところはどうなのか。

○議長 神谷信夫君 施設課長。

○施設課長 上里健君

2番上原議員からの質問に対してお答えいたします。補助事業については、厚生労働大臣の事業採択を得て進めていますけれども、令和6年4月1日からは先程説明したように国土交通大臣になります。これは何が変わるかというと、特に変わることもなく、ただ所管が移ります。手続きとかもこれまでと変わりなくなると。

ただ、企業団水道事業の認可事項についても同じように国土交通省大臣になります。それも手続きは一緒です。だから特に何か変わるかといったら変わりなく、メリット的にも特に変わりなく、これまでどおりの補助事業の形になります。以上です。

○議長 神谷信夫君 2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

せっかく条例、の方で改正されたから提案しているんだけど、提案見たら、直轄になるからもっとやりやすくなるメリットが生じるのかなと思って、名前だけの差し替えではないだろうなとい

うことで単なる疑問に思う質問であるんだけど、名前がただ違うだけだったら、変えなくてもいいんじゃないかなと思うんだけど。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

どう変わるかというのは、実は九州の企業団の会合でも大変議論というか、話題になっているところではございますけれども、はつきりとしたことはまだわからないというのが現状です。

ただ、状況としましては、国土交通省ですので、ハード面での整備が得意なところに移ったというところで、また管轄している下水道も国土交通省ですので、いまの流れとしましては、水道のいま抱えている老朽化とか、そういうものの対策をいままで以上に進めていくという考え方とか、あるいは下水道と水道は一体整備にこれからはしていくんですよと、そういうメリットがあるんだろうと、そういうふうに進めるべきだということでいま話が進められているというふうに理解はしております。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。 1番 神谷秀明議員。

○1番 神谷秀明君

いま技術基準関係が国土交通省、環境省に移るという話であります。この水の基本は水質の管理だと思うんですけど、これは従来、医学的な見地からいろいろな因果関係で厚生労働省がずっとやってきましたけれども、その辺も完全に全部国土交通省とか、環境省というものになるのか、要するに口に入るものは厚生労働省ということであったんだけど、これは完全になくなるということなのかな。

○議長 神谷信夫君 管理課長。

○管理課長 兼城純君

環境省に移管されるのが水質関係でありますけれども、水質基準等については、これまでどおり厚生労働省がやっていたのを環境省に移管するということで、特に飲料水は人体に影響ある部分もありますので、この辺についてはこれまでどおり環境省の方でちゃんとやっていくものだというふうに認識しています。以上です。

○議長 神谷信夫君 1番 神谷秀明議員。

○1番 神谷秀明君

単なる世間一般に公表する基準だけを環境省は管理して、内面的なものは従来と変わらないということで、要するに基本は厚生労働省が水道事業の基本だということでよろしいということでいいですか。

○議長 神谷信夫君 管理課長。

○管理課長 兼城純君

先程答弁したとおり、水質については厚生労働省から環境省に移るということでございます。

○議長 神谷信夫君 1番 神谷秀明議員。

○1番 神谷秀明君

ただ表面的には普通公害とかは環境省が基準は今までやっていますので。

○議長 神谷信夫君

指名してから質問をお願いします。

○1番 神谷秀明君

いま指名はしてないですよ。ただ、少しだけ見解を言っているだけで。

○議長 神谷信夫君

休憩します。

休憩 10時20分

再開 10時23分

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号・南部水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員であります。したがって、議案第3号・南部水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

日程第4. 議案第4号・南部水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

先程説明は終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号・南部水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

起立全員であります。したがって、議案第4号・南部水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

日程第5. 議案第5号

南部水道企業団水道施設整備事業評価委員会条例の一部を改正する条例

○議長 神谷信夫君

日程第5. 議案第5号・南部水道企業団水道施設整備事業評価委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光

議案第5号

南部水道企業団水道施設整備事業評価委員会条例の一部を改正する条例

南部水道企業団水道施設整備事業評価委員会条例(平成11年条例第5号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月28日提出

南部水道企業団 企業長 金城 政光

提案理由としまして、施設課と管理課の統合に伴い、条例を改正する必要があるので提案いたします。

内容は、総務課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

南部水道企業団水道施設整備事業評価委員会条例の一部を改正する条例。

概要としましては、令和6年度から施設課と管理課の統合に伴い、課名を工務課と改正する必要があるため、本条例及び関係する規定等においても改正する内容となっております。

まず、次の1ページ目をお開き下さい。南部水道企業団水道施設整備事業評価委員会条例(平成11年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「職務」を「庶務」に、「施設課」を「工務課」に改める。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

詳細につきましては、2ページ目の新旧対照表をお目通し下さい。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号・南部水道企業団水道施設整備事業評価委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

起立全員であります。したがって、議案第5号・南部水道企業団水道施設整備事業評価委員会条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

日程第6 議案第6号

南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 神谷信夫君

日程第6、議案第6号・南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本件について企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第6号

南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第6号)の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年3月28日提出

南部水道企業団 企業長 金城 政光

提案理由といたしまして、令和5年人事院勧告及び沖縄県人事委員会の給与勧告並びに関係町の給与改定状況等を考慮し、会計年度任用職員の給料表を改正する必要があるため提案いたします。

内容は、総務課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

概要としましては、令和5年人事院勧告等により職員の給料表の改正が行われたことを受け、会計年度任用職員についても同様の取扱いとなるように給料表を改正し、令和5年4月分から遡って支給できるように改める内容となっております。

1ページ目をお開き下さい。南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

次に3ページ目をお開き下さい。附則、第1項、施行期日等、この条例は、公布の日から施行し、改正後の南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。

2項、給与の内払、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

詳細につきましては、次の4ページ目以降の新旧対照表をお目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 神谷秀明議員。

○1番 神谷秀明君

これ支払いはいつまでにやる予定ですか。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

該当する任用職員は、企業団はパートタイム任用職員お一人いらっしゃいます。明日までが3月分ですので、明日分の額がまだ未確定ですので、それを含めまして、来月、4月15日に今回の適用された改正の遡及分も含めて、4月15日に一緒に支払い、支給いたします。以上です。

○議長 神谷信夫君 1番 神谷秀明議員。

○1番 神谷秀明君

もう1点、令和5年度途中退社の方はいらっしゃらないとして、よろしいですか。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

退職された方はいないです。以上です。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号・南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(起立全員)

起立全員であります。したがって、議案第6号・南部水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、令和6年第1回南部水道企業団臨時議会において議決されました事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時議会において議決された事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第1回南部水道企業団議会臨時議会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 神谷 信夫

署名議員（議席番号4番）照屋 仁士

署名議員（議席番号5番）知念 富信